

VI．留意事項

本基準は、システムの構成及び利用形態、取り扱う情報等に則して活用すること。ネットワークサービス事業者基準及びハードウェア・ソフトウェア供給者基準は、各事業者特有の観点からまとめた基準であることから、各事業の機器の導入等にあたっては、システム管理者基準も併せて活用すること。

コンピュータウイルス対策の実施については、「コンピュータウイルス対策基準」（平成 7 年 7 月 7 日付 通産省告示 第 429 号）を活用すること。

システム自体の安全対策の実施については、「情報システム安全対策基準」（平成 7 年 8 月 29 日付 通産省告示 第 518 号）を活用すること。

システム監査の実施については、「システム監査基準」（平成 8 年 1 月 30 日付 通産省公報）を活用すること。

ソフトウェア管理の実施については、「ソフトウェア管理ガイドライン」（平成 7 年 11 月 15 日付 通産省公報）を活用すること。

コンピュータウイルス、不正アクセス、災害等の対策としては、警察庁からも「情報システム安全対策指針」（平成 9 年 国家公安委員会 告示 第 9 号）が発表されており、本基準と併せて活用することにより、情報システムのセキュリティを高めることができる。